

独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律

(平成一六年十一月一七日法律第一三九号)(衆)

一、提案理由(平成一六年一月二九日・衆議院本会議)

鴨下一郎君 ただいま議題となりました独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、独立行政法人福祉医療機構が運用する基金の一部取り崩しにより、障害者スポーツの振興のため特に必要と認められる活動への助成に充てることができるようにするものであり、その主な内容は、

第一に、独立行政法人福祉医療機構は、当分の間、障害者のスポーツ振興のため特に必要と認められる活動への助成を行おうとする場合であって、基金の運用状況にかんがみやむを得ないと認めるときは、厚生労働大臣の承認を受け、障害者のスポーツ支援に係る基金の一部を取り崩し、助成することができるものとする事、

第二に、厚生労働大臣は、基金の取り崩しに係る承認をしようとするときは、あらかじめ、独立行政法人評価委員会の意見を聞くとともに、財務大臣に協議しなければならないこと

等であります。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、去る二十七日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成一六年十一月一日)

岸宏一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、独立行政法人福祉医療機構が運用する基金の一部取崩しにより、障害者スポーツの振興のため特に必要と認められる活動への助成に充てることができるようにしようとするものであります。

委員会におきましては、提出者鴨下衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。